

知的財産権取得補助金申出書

	確認事項	確認欄	
1	中小企業者で、区内に主たる事業所を有している(中小企業とは中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する中小企業者を言います。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	知的財産権の 出願時に 区内で引き続き1年以上事業を営んでいる。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	申請者は、知的財産権に係る出願人である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	前年度の法人住民税又は特別区民税を全て支払っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	知的財産権の活用事業計画がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	先行技術調査が終了している。(特許の場合のみ)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 特許ではない	<input type="checkbox"/> いいえ
7-1	大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7-2	大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7-3	役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7-4	その他大企業が実質的な経営に参画していない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
8	墨田区暴力団排除条例(平成24年墨田区条例第37号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が経営等に関与していない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
9	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
10	今年度、この要綱による補助金の交付を受けていない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
11	本申請に係る知的財産権について、国又は他の地方自治体からこの要綱と同一の趣旨の補助金の交付を受けて(又は受けるための申請をおこなって)いない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

以上、上記の内容に相違ありません。

年 月 日

事業所名称 代表者職・氏名
